

※別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第726号  
令和4年6月7日

株式会社ココカラケア  
代表取締役 上田 淳 殿

消費者庁長官 伊藤 明子  
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「SIXPACK EXCERSIZE (シックスパックエクササイズ)」と称するシャツ (以下「本件商品」という。) の取引について、不当景品類及び不当表示防止法 (昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。) 第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

(1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、令和4年3月2日から同月22日までの間、「楽天市場」と称するウェブサイト開設した「ココカラケア」と称する自社ウェブサイト (以下「自社ウェブサイト」という。) において、別表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を着用するだけで、容易に著しい痩身効果及び著しい筋肉の増強効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。

イ 前記アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

(2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の従業員に周知徹底しなければならない。

(3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示をしてはならない。

- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

## 2 事実

- (1) 株式会社ココカラケア（以下「ココカラケア」という。）は、東京都豊島区要町3-4-4-6に本店を置き、食品及び健康補助食品の企画、開発及び販売等を営む事業者である。
- (2) ココカラケアは、本件商品を通信販売の方法により一般消費者に販売している。
- (3) ココカラケアは、本件商品に係る自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。
- (4)ア ココカラケアは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、令和4年3月2日から同月22日までの間、自社ウェブサイトにおいて、別表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を着用するだけで、容易に著しい痩身効果及び著しい筋肉の増強効果が得られるかのように示す表示をしていた。
- イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、ココカラケアに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、ココカラケアは、当該期間内に当該資料を提出しなかった。

## 3 法令の適用

前記事実によれば、ココカラケアが自己の供給する本件商品の取引に関し行った表示は、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしていた行為は、同条の規定に違反するものである。

## 4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

- (2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

| 表示内容  |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・「合理的なエクササイズスーツ」及び「その強力な秘密 360度加圧」との記載と共に、本件商品を着用した筋肉質の人物の写真</li> <li>・「これは加圧トレーニングジムも納得のスーパーエクササイズスーツ」、「SIXPACK EXERCISE」、「あなたの生活にはまだ“ムダ”がある！！」及び「この加圧スーツを着用する事で、いつもの生活で更にトレーニング効果を得る事が！？」</li> <li>・「全体加圧 Full Body Control   特殊着圧により、加圧+筋トレ」及び「加圧筋トレコントロール」との記載と共に、「POINT1   お腹周囲の加圧」、人物の上半身の腹部周囲から割れた腹筋に向かって加わる圧力を模した矢印のイメージ画像及び「お腹まわりの強力縦方向加圧により、ぽっこりを矯正+ウエストをスッキリしたラインに。」、「肩から始まり、全身に加圧機能が回り込むように設計されています。」との記載と共に、人物の透過した上半身のイメージ画像及び「POINT2   肩周りを中心に上半身全体加圧」並びに「ウエスト周りの気になる脂肪を徹底的に燃焼させる独自加圧機能を組み込んであります。ウエストを包み込むような加圧が血流とリンパ流を促進。集中的に脂肪燃焼を促進させます。そのため、無駄な脂肪を効果的に消費し、筋肉に生成する事で、ボクサーのような機能的筋肉へと生成するのです。」及び「たるんだ腹をギュー！ギュー！絞りこむ！！」との記載と共に、腹部がたるんだ人物の写真</li> <li>・「本品の着用で起きる加圧について解説致します」、「POINT」、「人間の筋肉には、酸素を使って活動し、ほとんど太くならない『遅筋』と、酸素がなくても糖を燃焼させて活動でき、太く発達する『速筋』があります。筋力アップするには、この速筋を鍛えます。遅筋は軽い運動でもすぐに活動をはじめますが、速筋は大きな負荷がかからないと動き出さないのです。通常は、ハードなトレーニングでのみ鍛えられます。加圧することで血流が適正に制限されると、遅筋が活動するための酸素が不足します。この状態でトレーニングをすると、酸素がなくても動ける速筋が活動し始めます。加圧によって、筋肉はハードなトレーニングをしたような状態と同じになり、筋力がアップされます。つまり、筋肉が加圧に“だまされる”ということです。」、「その為、着ているだけでトレーニング効果が得られるのです。」、「上半身を完全に加圧！！ 完全加圧 とめている部分から先も！」及び「これを1ヶ月着て下さい。合理的に男性の体を増強！」との記載と共に、筋肉質の人物の上半身の写真</li> <li>・「新型加圧引き締めによる理想のボディビルド」</li> <li>・「全体加圧 加圧筋トレコントロール」、「SIXPACK EXERCISE」及び「どんな体系の男性でもシックスパックボディに」との記載と共に、本件商品を着用した筋肉質の人物の上半身のイメージ画像及び筋肉質の人物の上半身の写真</li> <li>・「上半身を完全に加圧！シックスパックエクササイズなら普段の生活を送りながら一日</li> </ul> |

表示内容

中加圧トレーニング効果を実感♪男らしいメリハリボディを手に入れたい方に。」  
(別添写し)

※別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第727号  
令和4年6月7日

株式会社ココカラケア  
代表取締役 上田 淳 殿

消費者庁長官 伊藤 明子  
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「SIXPACK EXCERSIZE for Biz (シックスパックエクササイズフォービズ)」と称するシャツ (以下「本件商品」という。) の取引について、不当景品類及び不当表示防止法 (昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。) 第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。
  - ア 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、令和4年3月14日から同月22日までの間、「楽天市場」と称するウェブサイト開設した「ココカラケア」と称する自社ウェブサイト (以下「自社ウェブサイト」という。) において、別表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を着用するだけで、容易に著しい痩身効果及び著しい筋肉の増強効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。
  - イ 前記アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。
- (2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示をしてはならない。

- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

## 2 事実

- (1) 株式会社ココカラケア（以下「ココカラケア」という。）は、東京都豊島区要町3-4-4-6に本店を置き、食品及び健康補助食品の企画、開発及び販売等を営む事業者である。
- (2) ココカラケアは、本件商品を通信販売の方法により一般消費者に販売している。
- (3) ココカラケアは、本件商品に係る自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。
- (4)ア ココカラケアは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、令和4年3月14日から同月22日までの間、自社ウェブサイトにおいて、別表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を着用するだけで、容易に著しい痩身効果及び著しい筋肉の増強効果が得られるかのように示す表示をしていた。
- イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、ココカラケアに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、ココカラケアは、当該期間内に当該資料を提出しなかった。

## 3 法令の適用

前記事実によれば、ココカラケアが自己の供給する本件商品の取引に関し行った表示は、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしていた行為は、同条の規定に違反するものである。

## 4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

- (2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。



| 表示内容   |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・「合理的なエクササイズスーツ その強力な秘密」及び「360度加圧」との記載と共に、本件商品を着用した筋肉質の人物の写真</li> <li>・「普段の生活で更にこの加圧スーツを着用する事で、着るだけで、いつでもどこでも筋肉トレーニング」との記載と共に、本件商品を着用した筋肉質の人物の写真</li> <li>・「加圧トレーニングジムも納得の360度加圧の合理的なエクササイズスーツ！」</li> <li>・「胸板」、「背中」、「腕」及び「腹筋」との記載と共に、筋肉質の人物の上半身、背中、腕及び腹部の写真並びに「理想のボディを思い描くけどなかなかジムに行く時間がないアナタ！！」、「仕事中に着てるダケで」、「仕事中」、「トレーニング」、「クールビズ」及び「イイんです！」との記載と共に、スーツを着用した人物の写真、トレーニング中の人物の写真及びワイシャツを着用した人物の写真</li> <li>・「加圧効果でギュー！ギュー！絞りこむ！！」、「SIXPACK EXERCISE for Biz」及び「シックスパックエクササイズ for Biz」との記載と共に、本件商品を着用した筋肉質の人物の上半身の写真</li> <li>・「Column」及び「筋肉は常日頃鍛えておくことが大事なんです。人間の筋肉には、酸素を使って活動し、ほとんど太くならない遅筋と、酸素がなくても糖を燃焼させて活動でき、太く発達する速筋があります。筋力アップするには、この速筋を鍛えます。遅筋は軽い運動でもすぐに活動をはじめるが、速筋は大きな負荷がかからないと動き出さないのです。通常は、ハードなトレーニングでのみ鍛えられます。加圧することで血流が適正に制限されると、遅筋が活動するための酸素が不足します。この状態でトレーニングをすると、酸素がなくても動ける速筋が活動し始めます。」</li> <li>・「忙しいビジネスマンに超オススメ！加圧インナーを着用して、いつもの生活をしながらトレーニング効果を実感！」</li> <li>・「完全加圧の着るエクササイズスーツ！！」、「SIXPACK EXERCISE for Biz」及び「シックスパックエクササイズ for Biz」との記載と共に、本件商品を着用した筋肉質の人物の上半身の写真</li> <li>・「全体加圧 Full Body Control   特殊着圧により、加圧+筋トレ」及び「加圧筋トレコントロール」との記載と共に、「POINT1   お腹周囲の加圧」、人物の上半身の腹部周囲から割れた腹筋に向かって加わる圧力を模した矢印のイメージ画像及び「お腹まわりの強力縦方向加圧により、ぽっこりを矯正+ウエストをスッキリしたラインに。」、「肩から始まり、全身に加圧機能が回り込むように設計されています。」との記載と共に、人物の透過した上半身のイメージ画像及び「POINT2   肩周りを中心に上半身全体加圧」並びに「ウエスト周りの気になる脂肪を徹底的に燃焼させる独自加圧機能を組み込んであります。ウエストを包み込むような加圧が血流とリンパ流を促進。集中的に脂肪燃焼を促進させます。そのため、無駄な脂肪を効果的に</li> </ul> |

表示内容

消費し、筋肉に生成する事で、ボクサーのような機能的筋肉へと生成するのです。」及び「たるんだ腹をギュー！ギュー！絞りこむ！！」との記載と共に、腹部がたるんだ人物の写真

(別添写し)

※別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第728号  
令和4年6月7日

株式会社ココカラケア  
代表取締役 上田 淳 殿

消費者庁長官 伊藤 明子  
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「SIXPACK EXCERSIZE short run (シックスパックエクササイズショートラン)」と称する下着(以下「本件商品」という。)の取引について、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。)第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

#### 1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。
  - ア 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、令和4年3月14日から同月22日までの間、「楽天市場」と称するウェブサイト開設した「ココカラケア」と称する自社ウェブサイト(以下「自社ウェブサイト」という。)において、別表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を着用するだけで、容易に著しい痩身効果及び著しい筋肉の増強効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。
  - イ 前記アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。
- (2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示をしてはならない。

- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

## 2 事実

- (1) 株式会社ココカラケア（以下「ココカラケア」という。）は、東京都豊島区要町3-4-4-6に本店を置き、食品及び健康補助食品の企画、開発及び販売等を営む事業者である。
- (2) ココカラケアは、本件商品を通信販売の方法により一般消費者に販売している。
- (3) ココカラケアは、本件商品に係る自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。
- (4)ア ココカラケアは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、令和4年3月14日から同月22日までの間、自社ウェブサイトにおいて、別表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を着用するだけで、容易に著しい痩身効果及び著しい筋肉の増強効果が得られるかのように示す表示をしていた。
- イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、ココカラケアに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、ココカラケアは、当該期間内に当該資料を提出しなかった。

## 3 法令の適用

前記事実によれば、ココカラケアが自己の供給する本件商品の取引に関し行った表示は、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしていた行為は、同条の規定に違反するものである。

## 4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示
- この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。
- (注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。
- (2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

| 表示内容   |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・「いつものパンツを変えるだけ！！ 24時間 24 HOURS TRAINING トレーニング！！」、「寝ている時も」、「仕事中も」及び「食事中でも」との記載と共に、就寝中の人物の写真、スーツを着用した人物の腹部及び大腿部の写真及びジョッキを持って乾杯する人物の写真並びに「その認めたくない」との記載と共に、「ブヨ」、「ブヨ」及び腹部がたるんだ人物の写真、「<input checked="" type="checkbox"/>忙しくて運動する時間がない。」、「<input checked="" type="checkbox"/>健康診断に不安を覚える。」、「<input checked="" type="checkbox"/>つい間食・夜食をしてしまう。」、「<input checked="" type="checkbox"/>スーツを着ても何をしても格好が悪い。」、「<input checked="" type="checkbox"/>ダイエットサポートサプリじゃ効果が無い。」、「そんなあなたの悩みを徹底的にサポートします！！」、「使って最初の印象は勝手に」、「仕事中」、「トレーニング」、「寝ている間に」及び「グググググ！！」との記載と共に、スーツを着用した人物の写真、トレーニング中の人物の写真及び就寝中の人物の写真並びに「いつでもどこでも履いた分だけあなたの体を強力サポート！！」</li> <li>・「これは大腰筋を刺激し憧れのボディを目指すための メンズエクササイズウェア 数時間着用しただけで、エクササイズ効果が期待できる！！」</li> <li>・「でも、なぜ履いたダケで理想のカラダを手に入れることができるのか？」及び「それは特殊設計と独自素材による加圧スーツを着用することで普段の生活のまま自然にエクササイズをしている 状態になるため効果を実感するというわけです。」</li> <li>・「▶▶▶特殊設計とは◀◀◀」、「360度加圧サポート」、「腹部から下半身にかけて4階圧力構造になっており腰、尻、太ももグングン引き締め、インナーマッスルにアプローチしてくれます。日常の動作が全てエクササイズモードになり、カラダスッキリに。」、「4段圧で」、「・お腹」、「・腰」、「・尻」及び「・太もも」との記載と共に、本件商品を着用した人物の下半身の写真並びに「下半身を24時間完全加圧中！！」、「スーツの下に」、「寒い季節でもはける」及び「トレーニングのときも」との記載と共に、スーツを着用した人物の写真、防寒着を着用した人物の写真及びランニング中の人物の写真</li> <li>・「Column」、「Point」、「本品の着用で起きる加圧について解説させていただきます。」及び「筋肉は常日頃鍛えておくことが大事なんです 人間の筋肉には、酸素を使って活動し、ほとんど太くならない『遅筋』と、酸素がなくても糖を燃焼させて活動でき、太く発達する『速筋』があります。筋力アップするには、この速筋を鍛えます。遅筋は軽い運動でもすぐに活動をはじめますが、速筋は大きな負荷がかからないと動き出さないのです。通常は、ハードなトレーニングでのみ鍛えられます。筋力トレーニングによって血流が適正に制限されると遅筋が活動するための酸素が不足します。この状態でトレーニングをすると酸素がなくても動ける速筋が活動し始めます。」</li> <li>・「寝ている時も」、「仕事中も」及び「食事中でも」との記載と共に、就寝中の人物の</li> </ul> |

表示内容

写真、スーツを着用した人物の腹部及び大腿部の写真及びジョッキを持って乾杯する人物の写真並びに「強力加圧で」、「ギュー!」、「ギュー!」及び「絞りこむ!!!」との記載と共に、本件商品を着用した筋肉質の人物の腹部及び大腿部の写真

- ・「下半身を完全に加圧! シックスパックエクササイズショートランなら普段の生活を送りながら一日中加圧トレーニング効果を実感♪履いた瞬間下半身スッキリ!

(別添写し)

※別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第729号  
令和4年6月7日

株式会社ココカラケア  
代表取締役 上田 淳 殿

消費者庁長官 伊藤 明子  
(公印省略)

#### 不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「モアキュット」と称する下着（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

#### 1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、令和3年12月21日から令和4年3月22日までの間、「楽天市場」と称するウェブサイト開設した「ココカラケア」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」という。）において、別表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を着用するだけで、容易に著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。

イ 前記アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。
- (2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。



## 2 事実

(1) 株式会社ココカラケア（以下「ココカラケア」という。）は、東京都豊島区要町3-4-6に本店を置き、食品及び健康補助食品の企画、開発及び販売等を営む事業者である。

(2) ココカラケアは、本件商品を通信販売の方法により一般消費者に販売している。

(3) ココカラケアは、本件商品に係る自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。

(4)ア ココカラケアは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、令和3年12月21日から令和4年3月22日までの間、自社ウェブサイトにおいて、別表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を着用するだけで、容易に著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。

イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、ココカラケアに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、ココカラケアは、当該期間内に当該資料を提出しなかった。

## 3 法令の適用

前記事実によれば、ココカラケアが自己の供給する本件商品の取引に関し行った表示は、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしていた行為は、同条の規定に違反するものである。

## 4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注）行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日  
の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算

して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

| 表示内容  |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・「履くだけで頑張らず - 17.3cm」、「人間工学に基づく5つの痩せ機能つき」、「骨盤から瞬間美正!」、「適度な締め付けで 外から補正」及び「代謝促進&amp;血流改善 内から痩せ体質」との記載と共に、本件商品を着用した人物の腹部及び大腿部の写真</li> <li>・「97万人の試着結果によるデータを徹底追及」及び「骨盤ダイエットガードル モアキュット」</li> <li>・「人間工学に基づいた“頑張らない”骨盤ダイエット」及び「履いて瞬間ボディシェイプ!」との記載と共に、本件商品を着用した人物の腹部及び大腿部の写真</li> <li>・「あなたにもこんなお悩みありませんか?」、「太ももやお尻につかえてズボンが履けない…」、「横から見たときのお腹のボリュームがヤバイ」、「スタイルを隠すためおばさんクサイ服ばかりに」、「体重は変わらないのにあっちもこっちもダルンダルン」、「何をしても産後太りから元の体型に戻せない」、「『何とかしなきゃ!』って私なりに頑張ってるのに…」、「下半身痩せ運動」、「食事制限」、「痩身グッズ」、「どれもイマイチ。」、「もう諦めるしかない?!」、「ちょっと待って!」、「それ、そもそも骨盤の歪みのせいかもしれません。」、「現代の環境は骨盤が歪みやすい。」、「PCやスマホに夢中で猫背に。」、「椅子に座りながら足を組む。」、「荷物を片側だけで持ち、体の重心が偏る。」、「結果…」、「骨盤の反り」、「ブヨブヨお腹型」、「骨盤の傾き」、「パツパツ太もも型」、「骨盤の広がり」、「ドッシリお尻型」、「キツイの苦手なのに…骨盤が原因ってことは体幹トレーニングとか筋トレとか…!?!」、「ご安心ください!モアキュットなら」、「履いて骨盤ダイエット」、「人間工学から痩せやすい体に導く着圧ガードルの決定版!」、「痛くない!抜群の伸縮で骨盤矯正」、「快適!就寝時も活動時も」及び「内側から!代謝促進&amp;血流改善」との記載と共に、本件商品を着用した人物の腹部及び大腿部の写真</li> <li>・「でも着圧系って他にもあるし…。」、「\他とどう違うの?/」、「モアキュットは5つのオリジナル構造で瞬間ボディメイク!」、「部位ごとの最適な加圧」、「温活で代謝促進サーモ機能」及び「痩せスイッチONツボ押し機能」</li> <li>・「Original 02 Structure」、「部位ごとに変わる最適な加圧」、「ウエスト12.9hPa」、「太もも9.6hPa」、「ヒップ10.2hPa」及び「歪みがちな骨盤まわりを適度な加圧でギュッとサポート。さらにウエストや太もものお肉もしっかりキャッチして、理想のスタイルへ仕上げます。」</li> <li>・「Original 03 Structure」、「履いて刺激ツボ押し機能」、「ダイエット・健康・美容のツボをまとめて刺激!」、「①タイミヤク 帯脈」、「②シシツ 志室」、「③ジンユ 腎俞」、「④メイモン 命門」、「⑤ダイチョウユ 大腸俞」及び「人間工学に基づくダイエットメソッドをとことん追求し、履くだけでツボ押しも</li> </ul> |

表示内容

同時に実現。ダイエットだけでなく、健康や美容に効くと言われるツボをまとめて刺激します。忙しい毎日で凝りがちなツボを刺激して、頭からつま先まで女性らしい美しさを導き出します。」

- ・「Original 04 Structure」、「温活で代謝促進サーモ機能」、「代謝促進」、「血流改善」、「サーモグラフィー試験で温活効果確認済み!」、「着用時」及び「『痩せにくい原因』の1つは、加齢に伴う“代謝機能の低下”にあります。適度な締め付けと温めを行ってくれるモアキュットなら、履いているだけで滞りがちな代謝と血流をWで改善!内側から痩せやすいリズムへ整えます。」
- ・「人間工学に基づいたオリジナル設計だから 他と比べても一目瞭然」との記載と共に、「モアキュット」、「利便性」及び「毎日履くだけ」、「効果」及び「1カ月 約98%のお客様が実感」並びに「継続性」及び「履くだけなのでカンタン継続」と記載された表
- ・「24時間脂肪をギュッとキャッチして骨盤レベルで美正するから 97.3%のお客様が実感」との記載と共に、「-6kg~-13kg」及び「46%」、「-1kg~-5kg」及び「31%」、「-14kg以上」及び「21%」と記載された円グラフ並びに「体重変化実感度 ※自社調べ」
- ・「あなたも必ずボディシェイプ!」、「いつでも」、「どこでも」、「何をしてても」、「無意識ダイエット」及び「人間工学に基づく5つの痩せメソッド」との記載と共に、本件商品を着用した人物の腹部及び大腿部の写真
- ・「忙しい女性たちの為の履く骨盤ダイエット。」及び「いくつになっても、女性は美しくありたいと願うもの。しかしながら毎日の忙しさに美しいスタイルを保つための努力も流されてしまいがちです。そんな現代の女性たちをサポートするために生まれたのが人間工学に基づいた痩身ガードル『モアキュット』です。これまでの着圧スパッツや矯正下着は『ひたすら締め付けること』で着用中はある程度ホツソリ見せられるものの、“根本的な解決には至らず、見せかけだけで終わってしまう”というものがほとんどでした。モアキュットは、“見せかけ”ではなく“根本から”解決するために何度も研究を重ねて完成した、自信作。骨盤レベルで根本からダイレクトに矯正していきます。履くだけだから、忙しい方でも簡単に本格ダイエットが可能です。」との記載と共に、本件商品の写真
- ・「骨盤ダイエットでプリンセス級のウエストへ」、「          様 43歳」及び「噂の骨盤ダイエット、挑戦してみたいとは思いつつ、キツイ体勢を維持したり筋トレとかは本当に苦手で。モアキュットなら履くだけで骨盤ダイエットができるから本当にラク♪仕事でも履いています。最初は履いてる間だけだったけど、骨盤が整ってきたのか最近は何も履いてない時もスラッと理想に近づいてますよ♡」
- ・「加圧のおかげか、むくみまでスッキリ♪」、「          様 47歳」及び「昔はスタイ

表示内容

ル自慢だったのに、年齢のせいか気づけばお腹も足もお尻もでっぴりドッシリ…。ダイエットも効果が出る前にやめてしまい、リバウンドでさらに太る、という悪循環でした。モアキュットは、やっと出会えた奇跡のアイテムです！ちょっと休んでもリバウンドしないし（笑）」

- ・「Q. 履いてからどのくらいで効果を実感することができますか？」及び「A. 履いた瞬間に、引き締まりを実感いただくことが可能です。ウエスト等への痩身の実感に関しては個人によって差がありますが、お客様からいただいているご意見では大体2週間～1か月程度で実感される方が多いようです。」
- ・「人間工学から痩せやすい体に導く着圧ガードルの決定版！」、「5つの痩せ機能で“頑張らない”骨盤ダイエット」、「最適加圧」、「ツボ押し」及び「サーモ機能」

(別添写し)